

計量法第12条第1項の政令で定める商品(「特定商品」)

号	分類	特定物象量	公差表	上限	うち、13条第1項該当商品(密封時表記商品)	
1	精米及び精麦	質量	①	25kg	全て	
2	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品	(1) 加工していないもの	質量	①	10kg	全て
		(2) 加工品	質量	①	5kg	あん、煮豆、きなこ、ピーナツ製品及びはるさめ
3	米粉、小麦粉その他の粉類	質量	①	10kg	全て	
4	でん粉	質量	①	5kg	全て	
5	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	質量	②	10kg	
		(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	全て
		(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	質量	②	5kg	全て(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)
		(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	質量	①	5kg	きのこの加工品及び乾燥野菜
6	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	質量	②	10kg	
		(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	質量	②	5kg	全て
		(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	質量	①	5kg	缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実
7	砂糖	質量	①	5kg	全て(細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖を除く)	
8	茶、コーヒー及びココアの調製品	質量	①	5kg	全て	
9	香辛料	質量	①	1kg	破碎し、又は粉碎したもの	
10	めん類	質量	②	5kg	全て(ゆでめん又はむしめんを除く)	
11	もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	①	5kg	全て	
12	菓子類	質量	①	5kg	ビスケット類、米菓及びキャンデー	ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のもの
					油菓子	1個の質量が3g未満のもの
					水ようかん	くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのもの
					プリン及びゼリー	缶入りのもの
					チョコレート	全て(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く)
					スタック菓子	全て(ポップコーンを除く)
13	食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量	①	5kg	全て	
14	はちみつ	質量	①	5kg	全て	

15	牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)	(1)	粉乳、バター及びチーズ	質量	①	5kg	全て(アイスクリーム類を除く)
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	
16	魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	(1)	生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	質量	②	5kg	冷凍貝柱及び冷凍えび
		(2)	乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	質量	②	5kg	干しかずのこ、たづくり及び素干しえび 煮干し、又はくん製したもの 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) 調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)
		(3)	(2)に掲げるもの以外の加工品	質量	①	5kg	塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの
17	海藻及びその加工品			質量	②	5kg	全て(生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのみ又はのりの加工品を除く)
18	食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレー、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類			質量	①	5kg	全て
19	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ			質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	全て
20	しょうゆ及び食酢			体積	③	5L	全て
21	調理食品	(1)	即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	①	1kg	全て
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	質量	②	5kg	冷凍食品、フルト [®] 食品、レトルト [®] 食品並びに缶詰及び瓶詰
22	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま			質量	①	1kg	全て
23	飲料(医薬用のものを除く。)	(1)	アルコールを含まないもの	質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	全て
		(2)	アルコールを含むもの	体積	③	5L	全て
24	液化石油ガス			質量又は体積	①又は③	10kg又は10L	全て
25	灯油			体積	③	25L	全て
26	潤滑油			体積	③	5L	全て
27	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限り。)			質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	全て
28	家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー			質量又は体積	①又は③	5kg又は5L	全て
29	皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)			面積			

表示量		許容誤差
5g 以上	50g 以下	4%
50g 超	100g 以下	2g
100g 超	500g 以下	2%
500g 超	1kg 以下	10g
1kg 超	25kg 以下	1%

表示量		許容誤差
5g 以上	50g 以下	6%
50g 超	100g 以下	3g
100g 超	500g 以下	3%
500g 超	1.5kg 以下	15g
1.5kg 超	10kg 以下	1%

表示量		許容誤差
5ml 以上	50ml 以下	4%
50ml 超	100ml 以下	2ml
100ml 超	500ml 以下	2%
500ml 超	1L 以下	10ml
1L 超	25L 以下	1%

表 1

表 2

表 3